

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 怜史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 代表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2025・11・10

大阪・関西万博「ミyakミyak」など 公式グッズの売上800億円(万博協会)

日本国際博覧会協会（万博協会）は、大阪・関西万博の公式キャラクター「ミyakミyak」などの公式ライセンス商品の売り上げが、8月末時点で約800億円に上ると公表した。

協会が公表した運営収支見込みによると、「ミyakミyak」などの公式ライセンス商品の販売状況については、これまでに約400社とライセンス契約を締結しており、8月末時点で約800億円の売り上げがあった。公式グッズは、販売価格の6～10%がライセンス料として万博協会に支払われる仕組みで、好調なグッズ販売にも支えられ、運営収支は当初計画を約230億円上回った。

人気の高まりを受け、万博協会は、公式グッズの販売期間を来年3月末まで延長することを決めた。当初、閉幕日の10月13日までの予定だったが、売り上げが好調なため、閉幕後も万博会場外の店舗やインターネットサイトで売れるようにした。



(商標登録第6656708号)

「3倍巻きトイレ紙」の数値限定特許 2審も特許侵害を認めず(知財高裁)

従来品より3倍長いタイプのトイレトーパーに関する特許を侵害されたとして、日本製紙クレシアが大王製紙に対して起こした訴訟の控訴審で、知的財産高等裁判所は、特許侵害を認めなかった1審・東京地裁判決を支持し、控訴を棄却する判決を言い渡した。

大王製紙は、知財高裁による控訴棄却に対して日本製紙クレシアが上告受理の申し立てを行わず、訴訟が終結したと発表した。

裁判では、商品を柔らかく仕上げるため表面に付けられた凹凸の深さが、特許で定められた数値の範囲に入るかなどが争われた。

日本製紙クレシアは、「スコッティ」ブランドで長さ3倍のトイレトーパーを販売。2020年までに紙の表面の凹凸や包装に関する技術の特許を取得した。

一方、大王製紙は「エリエール」ブランドで長さ3.2倍のトイレトーパーを発売。日本製紙クレシアは、「エリエール」の凹凸の深さが特許で定めた範囲内にあるなどと主張し、2022年に製造・販売の禁止や賠償を求め、東京地裁に提訴した。

1審の東京地裁は、「大王製紙の製品の凹凸の深さは、日本製紙クレシアの特許発明が定める数値の範囲内にあるとはいえない」として、特許権の侵害にあたらないと判断した。

控訴審でクレシア側は、新たに凹凸の深さを測定した結果を証拠として提出したが、知財高裁は「証拠の内容を考慮しても特許の範囲内にあるとはいえない」として、1審に続いて特許侵害を認めず、訴えを退けた。

先発医薬品に100%関税措置 後発品は除外(トランプ米大統領)

トランプ米大統領は、輸入する医薬品に対し、10月1日から100%の関税を課すとSNSで表明した。「トランプ関税」で最も高い水準となる。

対象はブランド医薬品や特許を取得した医薬品で、特許切れの成分を使った後発薬（ジェネリック医薬品）は対象外とみられる。

日本は米国との関税交渉で、半導体や医薬品など経済安全保障上重要な物資に分野別関税が課される場合、他国の税率に劣らない「最恵国待遇」と呼ばれる取り扱いにすることで合意。欧州連合（EU）は医薬品の関税を上限15%とすることで米国と合意しているため、「最恵国待遇」が適用されれば、日本が輸出する医薬品の関税率は15%に抑えられる。

トランプ大統領は、米国で医薬品の工場を着工・建設している企業は対象から除くと表明しており、関税で輸入を難しくして、米国での現地生産を迫る戦略。

解説

進歩性の判断 (動機付けの有無)
東京地方裁判所民事第40部 令和6年(ワ)
第70128号 特許権侵害行為差止等請求事件
令和7年7月10日判決言渡

第1 事案の概要

発明の名称を「箱型船」とする特許第6898087号(本件特許)の特許権者である原告が、被告の行為は本件特許の請求項1に係る特許権を侵害するものであるとして、特許法100条1項に基づき、侵害行為の差止めを求めるとともに、民法709条に基づき、損害賠償請求金及び遅延損害金の支払を求めたものである。

被告は、本件特許は、特許無効審判により無効にされるべきものであるとの抗弁を行い、本件特許の請求項1に係る発明(本件発明)についての、特開平5-95740公報(乙4公報)に記載されている発明(乙4発明)を主引例とする進歩性欠如の有無が争点の一つになった(争点2-1)。

ここでは、争点2-1に関する判断部分を紹介する。

第2 判決

- 1 被告は、別紙被告製品目録記載の製品を生産し、譲渡し、貸渡し、若しくは輸出し、又は譲渡若しくは貸渡しの申出をしてはならない。
- 2 被告は、原告に対し、93万2500円及びこれに対する令和5年11月1日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその他の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを10分し、その7を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

第3 理由

<本件発明>

本件発明の構成要件(弁論の全趣旨)

- A 酸原液が希釈された酸処理液を貯留する酸処理槽と、該酸処理槽内に設けられ、海苔が付着した海苔網を巻き取る巻取ロールとを備える箱型船であって、
- B 前記酸原液を前記酸処理槽の前記酸処理液内に吐出する原液吐出部と、
- C 該原液吐出部に前記酸原液を供給する原液供給部と、
- D 前記酸処理槽の中央かつ上方に設けられる吊り棒と、
- E 前記吊り棒から前記酸処理液内に垂下するシート部材とを備え、
- F 前記原液供給部は、前記酸処理液のpH値を検出するpHセンサと、前記pHセンサの検出値に基づいて前記酸処理液への酸原液の供給量を自動調節する原液供給装置とを備え、
- G 前記原液吐出部は、前記シート部材の下部に設けられている
- H ことを特徴とする箱型船。

<乙4発明>

乙4公報には、次の発明(乙4発明)が開示されている(乙4、弁論の全趣旨)。

- a 海苔網を船に引き上げて同船内の処理槽に入れ、酸処理液に浸漬すること、処理槽内の回転体で海苔網を巻き取ること
- b パイプに設けた孔により酸原液を噴出していること
- c 酸原液を入れるタンクがあること
- d 処理槽内のpH検出用センサで、酸処理液のpH値を検出し、その値に基づいて補給装置でタンク内の酸原液を処理槽内に補給して、酸処理液のpH値を一定の値に保持すること
- e 酸原液を噴出する孔を設けているパイプが処理槽の底面に沿って配設されていること、
- f 箱型船であること

<対比>

ア 本件発明と乙4発明を対比すると、本件発明と乙4発明には、以下の相違点が存在し、その余は一致するものと認められる。

(相違点)

本件発明は、酸処理槽の中央かつ上方に設けられる吊り棒と、前記吊り棒から前記酸処理液内に垂下するシート部材を備え、原液吐出部は、シート部材の下部に設けられているのに対し、

乙4発明は、吊り棒に相当するもの及びシート部材に相当するものの両方を備えず、酸原液を噴出する孔を設けているパイプが処理槽内の底面に沿って配設されている点。

イ これに対し、被告は、本件発明と乙4発明の相違点について、前記相違点を①吊り棒とシート部材の構成に関する点と、②原液吐出部の設置位置の構成に関する点との2つに分けて主張するものの、本件発明において、上記②の構成は、シート部材の存在を前提としてシート部材との関係で原液吐出部の設置位置を特定するものであり、上記①の構成から独立した個別の相違点として認定するのは相当でないというべきであるから、被告の主張は、採用の限りではない。

<相違点の容易想到性>

証拠(乙8、17ないし26)及び弁論の全趣旨によれば、海苔網の巻取用のロールと巻戻用のロールの合計2本のロールの組合せを2組有する大型の箱型船(ダブル箱型船)は、本件発明の出願当時、箱型船として公知又は周知のものであったこと、このようなダブル箱型船において、酸処理槽の中央かつ上方に設けられる吊り棒と、前記吊り棒から前記酸処理液内に垂下するシート部材が備えられていることは、公知又は周知の技術であったこと、以上の事実が認められる。

しかしながら、前記相違点のうち原液吐出部がシート部材の下部に設けられているという構成が開示されたものを証拠上認めることはできず、当該構成は公知技術又は周知技術であるとはいえない。

この点につき、被告は、①乙4発明にシート部材区切ダブル箱型船の構成に関する公知技術又は周知技術を組み合わせる動機付けがあり、②酸原液を噴出する孔をどこに設置するかは設計的事項である旨主張する。

しかしながら、①について検討すると、乙4発明は、巻取用のロールと巻戻用のロールの合計2本のロールを1組だけ備えたシングル箱型船であることを前提とする構成であり、本件発明の出願当時に、当業者においてシングル箱型船をダブル箱型船に変更すべきこととなるような課題があったものと認めるに足りる証拠はない。

のみならず、本件発明の出願当時、ダブル箱型船が公知又は周知のものであったとしても、乙4公報の実施例から認定できる具体的な構成を備えたシングル箱型船につき、これをダブル箱型船の構成に変更する動機付けがあるとはいえず、更にこれに吊り棒とシート部材を酸処理槽の中央に設ける構成を付加する動機付けがあるとも認めるに足りない。

②についても、乙4発明がそもそもシート部材を備えていない以上、シート部材との関係で原液吐出部の設置位置を特定するという相違点に係る構成が、乙4発明における設計的事項であるということとはできない。

したがって、乙4発明に対し、被告主張に係る公知技術又は周知技術を適用するための動機付けを認めることはできず、仮に動機付けを認めたとしても、相違点に係る構成に至ることはできない。

以上によれば、本件発明は、乙4発明から容易に想到することができるものとはいえない。

小括

以上によれば、本件発明は、進歩性を欠くものと認めるに足りず、被告の主張は、いずれも採用することができない。

第4 考察

東京地方裁判所での特許権侵害行為差止等請求事件において、被告が無効の抗弁(特許権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者は、相手方に対しその権利を行使することができない)(特許権者等の権利行使の制限)(特許法第104条の3)を行い、侵害裁判所(東京地裁)が、先行技術文献を主引例とする進歩性欠如の有無についての判断を行っている。

実務の参考になるところがあると思われるので紹介した。 以上

ノーベル生理学・医学賞と 化学賞、日本人がダブル受賞

2025年のノーベル生理学・医学賞を大阪大学特任教授の坂口志文氏が、化学賞を京都大学特別教授の北川進氏が、それぞれ受賞した。

坂口氏は「免疫応答を抑制する仕組みの発見」が、自己免疫疾患やがんなど免疫に関わる病気の予防や治療につながると評価された。

北川氏は気体を自由に出入し入れできる「金属有機構造体（MOF）の開発」が評価され、環境・エネルギー問題や新素材開発など広範な分野での応用が期待されている。

日本人研究者が生理学・医学賞を受賞するのは7年ぶり、坂口氏は6人目、化学賞は6年ぶり、北川氏は9人目。2021年以降、日本人の自然科学系の受賞はなかったが、今回、同年ダブル受賞の快挙を成し遂げ、日本の研究力の底力を世界に示した。

＜ノーベル賞と基礎研究力＞

日本人研究者の自然科学系3賞（物理学、化学、生理学・医学）の受賞者は、米国籍取得者を含めると計27人になるが、近年、授賞対象となったのは20～30年前の研究成果が多いのが現状。今後もノーベル賞受賞につながる研究を生み出すためには、基礎研究力の強化が課題とされている。

日本の基礎研究力は国際比較で低下している。文部科学省の科学技術・学術政策研究所が公表した「科学技術指標2025」によると、注目度の高い「トップ10%論文」数では、日本は世界で13位と低迷。1位の中国、2位の米国に大きく差が付いている。

日本全体の科学技術力・経済力を底上げするため、政府は「第7期科学技術・イノベーション基本計画」において、基礎研究力の強化に向けた検討を進め、今後10年以内に「トップ10%論文」数で、世界3位以内を目指すとしている。

●自然科学分野のノーベル賞受賞者●

1949年	湯川 秀樹	物理学
65年	朝永 振一郎	物理学
73年	江崎 玲於奈	物理学
81年	福井 謙一	化学
87年	利根川 進	生理学・医学
2000年	白川 英樹	化学
01年	野依 良治	化学
02年	小柴 昌俊	物理学
	田中 耕一	化学
08年	南部 陽一郎	物理学
	小林 誠・益川 敏英	物理学
	下村 脩	化学
10年	鈴木 章・根岸 英一	化学
12年	山中 伸弥	生理学・医学
14年	赤崎 勇・天野 浩・中村 修二	物理学
15年	大村 智	生理学・医学
	梶田 隆章	物理学
16年	大隅 良典	生理学・医学
18年	本庶 佑	生理学・医学
19年	吉野 彰	化学
21年	真鍋 淑郎	物理学
25年	坂口 志文	生理学・医学
	北川 進	化学

（注）敬称略、日本生まれで米国籍の受賞者を含む

「特許審査の質についての ユーザー評価調査報告書」

■特許庁■

特許庁は、「令和7年度特許審査の質についてのユーザー評価調査報告書」を取りまとめた。同調査は、特許審査に対するユーザー（出願人や権利を行使される第三者等）のニーズの把握などを目的に、特許審査・国際調査など全般の質について「満足」、「比較的満足」、「普通」、「比較的不満」、「不満」の5段階で評価した結果を取りまとめたもの。

報告書によると、国内出願における特許審査全般の質についての評価（全体評価）は、上位評価割合（「満足」「比較的満足」の評価

割合）が60.7%、「普通」以上の評価の割合が95.7%だった。

PCT出願における国際調査等全般の質についての評価（全体評価）は、上位評価割合が59.1%、「普通」以上の評価の割合が96.8%だった。

特許庁は、分析の結果、国内出願において、「判断の均質性」、「第29条第2項（進歩性）の判断の均質性」の項目が全体評価への影響が大きく、かつ相対的な評価が低いため、これらを優先的に取り組むべき項目と設定した。

＜判断の均質性＞

「上位評価割合」（「満足」「比較的満足」）は45.1%、「普通」以上の評価割合は88.1%。

＜「第29条第2項（進歩性）の判断の均質性」＞

「上位評価割合」（「満足」「比較的満足」）が41.8%、「普通」以上の評価割合が84.2%

審 決 紹 介

本願商標「ほほ明太子」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2024-19264、令和7年8月12日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年10月12日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年3月14日付け：拒絶理由通知
令和6年6月11日：意見書の提出
令和6年8月29日付け：拒絶査定
令和6年12月2日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「ほほ明太子」の文字を標準文字で表してなり、第29類及び第30類に属する別掲（※記載省略）のとおりの商品を指定商品として登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、「ほほ明太子」の文字を標準文字で表示してなるものであるところ、その構成中の「ほほ」の文字は、「全部あるいは完全ではないが、それに近い状態であるさま」の意味を有することからすると、全体として、「明太子に近い状態」ほどの意味合いを容易に理解させるものである。

また、本願指定商品を含む食品業界において、肉、卵又は魚介類等の風味・食感・外観等の特性を模した食品が製造、販売されている実情があり、このような食品を紹介、説明する際に「ほほ〇〇」（「〇〇」には代用される商品等が入る。）の文字が使用されている実情が見受けられる。

そうすると、本願商標は、その指定商品に使用したときは、これに接する需要者は「本物の明太子を模した食品」及び「当該食品を使用した商品」であること、すなわち、商品の品質を表示したものと認識することまるといえるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、「ほほ明太子」の文字を標準文字で表してなるものであるところ、当該文字は辞書等に転載されておらず、成語とは認められない。

また、本願商標の構成中、「ほほ」の文字は「おおかた。およそ。大略。あらあら。」を、「明太子」の文字は「スケウダラの卵巣。」をそれぞれ意味する語（いずれも出典：広辞苑 第七版 株式会社岩波書店）であることから、本願商標全体から「おおかた明太子」程の意味合いを認識させる場合があるところ、当該意味合いは、本願の指定商品との関係において、未だ漠然としたものであり、商品の品質を直接的に表示したものとして直ちに理解されるとはいえない。

よって、本願商標は、特定の意味合いを認識させることのない、一種の造語として認識し、把握されるものとみるのが相当である。

また、当審において職権をもって調査したところ、本願の指定商品を含む食品を取り扱う業界において、「ほほ〇〇」（「〇〇」には代用される商品名等が入る。）の文字が使用されている例は「ほほ」に見受けられるものの、当該文字が、具体的な風味・食感・外観等の特性を模した食品といった商品の品質を表す語を認識させるものとして一般的に使用されている事実は発見できず、さらに、品質を表示する文字として使用されている例は「ほほ」と「〇〇」の組み合わせによって相違するものであり、中には商標として使用されている例なども見受けられるところである。そして、本願商標である「ほほ明太子」の文字が商品の品質を表示するものとして、取引上一般に使用されているものとまで認めるに足る事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を商品の品質を表示したものとして認識するということも発見できなかった。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用しても、商品の品質を表示したものと認識されるものとはいえず、自他商品の識別標識としての機能を果

たし得るものである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当するとはいえないから、これを理由として本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標（別掲）は、商標法第3条第1項第5号に該当しない、と判断された事例（不服2025-5197、令和7年8月14日審決）

1 手続の経緯

本願は、令和5年10月31日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

- 令和6年4月3日付け：拒絶理由通知書
令和6年5月16日：意見書の提出
令和6年12月26日付け：拒絶査定
令和7年4月4日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、別掲のとおりの構成よりなり、第24類「タオル地製身の回り品、タオル、タオル地のハンカチ、タオル地の敷布、タオル地の布団、タオル地の布団カバー、タオル地の布団側、タオル地のまくらカバー、タオルケット、タオルシーツ、タオル地の掛け布団、タオル地製の上掛け、タオル地製椅子カバー、タオル地製壁掛け、タオル地テーブル掛け、タオル地のベッドカバー、タオル生地、タオル織物、タオル地製ふきん、タオル地製キッチンタオル、タオル地製の乳児用おくるみ、タオル地製テーブルナプキン、タオル地製トイレシートカバー」を指定商品として、登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由（要旨）

本願商標は、数字の「03' 59"」の数字を表示したものである。

そして、一般に数字は、商品の種別、形式、規格等（役務の種別、等級等）を表すための記号、符号として広範かつ類型的に使用されているものである。

そうすると、これは、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなる商標と認識されるにとどまり、自他商品の識別力を有するとはいえないと判断するのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第5号に該当する。

4 当審の判断

本願商標は、別掲のとおりの「0359」の数字を横書きし、「03」の数字の右上には小さな直角三角形を1つ、「59」の数字の右上には小さな直角三角形を2つ配してなるところ、その構成中、これらの直角三角形はプライム記号とダブルプライム記号を表現したものと容易に理解できるものである。

そして、数字4桁は、「〇〇' 〇〇"」（〇〇には任意の数字が入り、「'」及び「"」はプライム記号又はダブルプライム記号を表す。）の形で、「〇〇分〇〇秒」の意味を表すものであることは広く一般に知られているものである。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品に使用した場合、これに接する取引者、需要者は、商品の型番、規格等を表すための記号、符号として認識するといふよりも、「3分59秒」という時間を表示したものと認識するとみるのが自然である。

また、当審において職権をもって調査するも、本願の指定商品を取り扱う業界において、本願商標のように4桁の数字とプライム記号及びダブルプライム記号を組み合わせたものが、一般に使用されている事情を見いだすことはできない。

してみれば、本願商標は、極めて簡単で、かつ、ありふれた標準のみからなる商標であるとはいえず、商品の出所識別標識としての機能を果たし得るものといわざるを得ない。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第5号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

●商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権（おおよその範囲となります。詳しくは特許庁HPでご確認下さい。）

昭和41(1966)年	商標登録第 703007号～第 705597号
〃 51(1976)年	商標登録第1192809号～第1197780号
〃 61(1986)年	商標登録第1851805号～第1859598号
平成8(1996)年	商標登録第2713146号～第2713744号
平成8(1996)年	商標登録第3138601号～第3151099号
平成18(2006)年	商標登録第4941965号～第4949773号
平成28(2016)年	商標登録第5836497号～第5847553号

各年の4月1日～4月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間ごとになります。
更新登録申請について疑問点などがございましたらば、お知らせ下さい。

（明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい）

●特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和4年12月中の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは11月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料（特許印紙）を納付します。ご不明の点がございましたらばお問合せください。

●特許、商標の出願状況（推定）

	特 許	商 標
令和7年8月分	20,956	13,239
前 年 比	69%	107%

詳しくは特許庁HP⇒資料・統計⇒統計資料⇒特許出願等統計速報でご確認下さい。